配付資料一覧

資料	資　料　名	備考
1	次　第	
2	出席者名簿	
3	席次表	
4	鶴岡公園環境整備懇談会会則	
5	資料１ 鶴岡公園正面広場整備計画について	
6	資料２-１ 鶴岡公園桜等樹木の更新計画について	
7	資料２-２ 鶴岡公園桜等樹木更新計画書（案）	
8	資料３ 鶴岡公園内園路灯の設置について	

令和２年度

第２回鶴岡公園環境整備懇談会

日時：令和２年１２月１６日（水）
午後１時３０分～
会場：市役所別棟２号館 21.22.23 号会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．協　議

１）鶴岡公園正面広場整備計画について

２）鶴岡公園桜等樹木の更新計画について

４．その他

１）鶴岡公園内園路灯の設置について

５．閉　会

令和２年度　第２回鶴岡公園環境整備懇談会　席次表（敬称略）

令和２年12月16日（水）鶴岡市役所別棟2号館21・22・23号会議室

スクリーン

山形大学
名誉教授
野堀　嘉裕
会　長

左側

致道博物館
館長
酒井忠久

鶴岡工業高等専門学校
名誉教授
小谷　卓

鶴岡商工会議所
観光部会　会長
橋本　政之

鶴岡市文化財保護審議会
会長
植松　芳平

鶴岡桜の会会長
鶴岡観光協会会長
荘内神社宮司
石原　純一

出入口

出入口

右側

馬場町会
会長
齋藤　善二

家中新町町内会
会長
加賀山　捷三

本町三丁目北部町内会
会長
白﨑　喜美子

鶴岡まちづくり塾 鶴岡グループ
前メンバー
中村　哲也

公募委員
伊藤　賢一

事務局席（前列）

説明員
公園緑地専門員
佐藤　勉

都市計画課
城下のまちづくり推進主幹
鈴木　英昭

都市計画課長
岡部　信宏

建設部長
村上　良一

公園緑地係長
本間　仁

説明員
公園緑地係専門員
荒木　正行

事務局席（後列）

説明員
公園緑地専門員
亀井　博行

教育委員会社会教育課
文化財主幹
沼沢　紀恵

傍聴・報道

傍聴・報道

アジア航測㈱

アジア航測㈱

令和２年度　第２回鶴岡公園環境整備懇談会　出席者名簿

令和2年12月16日（水）13：30～
市役所別棟2号棟21.22.23会議室

≪委員≫

	氏　名	役　　職	出欠	備考
1	野堀　嘉裕	山形大学　名誉教授	○	懇談会会長
2	小谷　卓	鶴岡工業高等専門学校　名誉教授	○	
3	酒井　忠久	致道博物館　館長	○	懇談会副会長
4	橋本　政之	鶴岡商工会議所　観光部会長	○	
5	植松　芳平	鶴岡市文化財保護審議会　会長	○	
6	石原　純一	鶴岡桜の会　会長　、　鶴岡観光協会　会長 荘内神社宮司	○	
7	加賀山　捷三	家中新町町内会　会長	○	
8	戸村　昌也	本町三丁目上肴町町内会　会長	欠席	
9	上野　康成	若葉町東部町内会　会長	欠席	
10	白﨑　喜美子	本町三丁目北部町内会　会長	○	
11	齋藤　善二	馬場町会　会長	○	懇談会副会長
12	砂山　隆司	樹木医	欠席	
13	佐藤　天哉	鶴岡青年会議所　専務理事	欠席	
14	中村　哲也	鶴岡まちづくり塾 鶴岡グループ　前メンバー	○	
15	伊藤　賢一	公募委員	○	

＜鶴岡市出席者＞

1	村上　良一	建設部長	○	
2	岡部　信宏	建設部都市計画課長	○	
3	鈴木　英昭	建設部都市計画課城下のまちづくり推進主幹	○	
4	本間　仁	建設部都市計画課公園緑地係長	○	
5	佐藤　勉	建設部都市計画課公園緑地専門員	○	
6	亀井　博行	建設部都市計画課公園緑地専門員	○	
7	荒木　正行	建設部都市計画課公園緑地係専門員	○	
8	沼沢　紀惠	教育委員会社会教育課文化財主幹	○	

（コンサル）

1	阿部　康二	アジア航測㈱	○	鶴岡公園正面広場 実施設計受託業者
2	大野　みさ子	アジア航測㈱	○	鶴岡公園正面広場 実施設計受託業者

鶴 岡 公 園 環 境 整 備 懇 談 会 会 則

（名称）
第１条　本懇談会は、鶴岡公園環境整備懇談会という。

（目的）
第２条　本懇談会は、城址の杜鶴岡公園を市街地の良好な緑地空間として保全するため、市が行う環境整備並びに管理・運営について、必要な提言を行うことを目的とする。

（会務）
第３条　本懇談会は、前項の目的を達成するため次のことについて協議する。
（１）公園施設の整備計画に関すること。
（２）樹木の保全と補植に関すること。
（３）公園施設の管理・運営に関すること。
（４）その他必要な事項

（懇談会の構成）
第４条　本懇談会は、各種団体役員、有識者、公募委員で構成する。
２　懇談会に、会長１名、副会長２名を置き、委員の互選により定める。

（役員の職務）
第５条　会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員の任期）
第６条　委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
２　補欠又は、増員により選任された委員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

（会議）
第７条　懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　懇談会は、委員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（事務局）
第８条　本懇談会の事務局は鶴岡市建設部都市計画課に置く。

（その他）
第９条　この会則に定めるものの他、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附則
この会則は、平成３年６月２６日から施行する。
この会則は、平成２５年5月２８日から施行する。